

新株式発行届出目論見書の訂正事項分

平成17年 7 月
(第 2 回訂正分)

株式会社ガイアックス

ブックビルディング方式による募集における発行価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年7月1日に関東財務局長に提出し、平成17年7月2日にその届出の効力は生じております。

新株式発行届出目論見書の訂正理由

平成17年6月13日付をもって提出した有価証券届出書及び平成17年6月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,000株の募集の条件並びにその他この募集に関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成17年6月30日に決定したため、これに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には__を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成17年6月30日に決定された引受価額(275,100円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(300,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)の「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

5 . 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集に関する特別記載事項 ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 5 . の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格(円)」の欄: 「未定(注)1 . .」を「300,000」に訂正

「引受価額(円)」の欄: 「未定(注)1 . .」を「275,100」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄: 「未定(注)3 . .」を「1株につき300,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行価格等の決定に当たりましては、250,000円以上300,000円以下の仮条件によりブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングの結果、以下の点が特徴として見られました。
申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと
申告された総需要件数が多数にわたっていたこと
申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと
従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、300,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は275,100円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（300,000円）と平成17年6月22日に公告した商法上の発行価額（212,500円）及び平成17年6月30日に決定した引受価額（275,100円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき275,100円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
8. 新株式に対する配当起算日は、平成17年6月1日といたします。
（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成17年7月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき275,100円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき24,900円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記引受人と平成17年6月30日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、20株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

- 「払込金額の総額（円）」の欄：「504,350,000」を「550,200,000」に訂正
- 「差引手取概算額（円）」の欄：「489,350,000」を「535,200,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
（注）1. の全文削除

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額535,200千円については、設備投資及び借入金の返済に充当する予定であります。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

b. 内部統制の仕組み

当社は内部監査室を設置し、社内規程に準拠した業務の実施状況の検査および改善指導を行っております。内部統制の有効性および実際の業務執行状況につきましては、内部監査室が原則として全部門を対象に監査計画に基づいて監査・調査を実施しており、監査の結果は代表取締役社長に報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき改善事項の指摘・指導を行う一方、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

グループ全体としては、当社子会社のGaiaX Korea Co., Ltd.に対しても定期的な監査を行っております。なお監査役は内部監査室と密接な連携をとっており、内部監査状況を点検し助言することが可能となっております。